

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第4条 地震による損傷の防止（規格適用範囲外の動的機能維持の評価）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.28）	取りまとめた資料-1	論点の概要について、以下の通り記載を適正化した。 ・見やすさの観点から、フォントサイズを大きくした。（10.5pt⇒14pt） ・別添2，別紙4の設置基準許可での位置付けについて追記した。 ・比較対象である女川2号炉，島根2号炉及び先行PWRプラントと比較した理由について追記した。 ・女川2号炉，島根2号炉のみならず先行PWRプラントとの比較した結果，検討方針に相違がないことを追記した。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r.3.10）	4条-別紙4-全体	相違理由を下線（実線）と横並びで記載するように修正した。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r.3.10）	4条-別紙4-1	相違理由欄にギヤ式ポンプは東海第二のみならず，先行PWRでも検討されている旨を追記した。 （旧）ギヤ式ポンプについては，東海第二で審査実績があるものと同様である （新）ギヤ式ポンプについては，東海第二や先行PWRで審査実績があるものと同様である	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.28）	4条-別紙4-3	本資料において，弁は詳細検討の対象外であるという記載について適正化した。 （旧）詳細評価法検討の対象外とする。 （新）本検討の対象外とする。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r.3.10）	4条-別紙4-3	同上。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.28）	4条-別紙4-6, 7	第3-1表のタイトルについて，加振試験の要否も含めた表であることから適正化した。 （旧）「表3-1表 新たな検討又は詳細検討が必要な設備の抽出結果」 （新）「第3-1表 新たな検討，詳細検討又は加振試験が必要な設備の抽出結果」 また，第3-1表について，以下の通り記載を適正化した。 ・表の項目 （旧）JEAG4601の適用性確認 ○：適用可 ×：適用外（新たな検討が必要） （新）JEAG4601の適用性確認 ○：適用可 ×：適用外（新たな検討又は加振試験が必要） ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの記載箇所 （旧）×（ギヤ式ポンプ） （新）×（ギヤ式ポンプ） <u>（新たな検討が必要）</u> ・代替非常用発電機の記載箇所 （旧）× （新）× <u>（加振試験が必要）</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r. 3. 10）	4条-別紙4-5, 7	同上。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 28）	4条-別紙4-7, 29	誤記修正。 第3-1表（2/2）において、「ディーゼル発電機 調速装置及び非常調速装置」はディーゼル機関の一部品であり、ディーゼル機関の評価に包含されるため統合した。 同様に「別表1 検討対象設備の抽出結果（2/4）」記載の「調速装置」も、ディーゼル機関に統合した。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r. 3. 10）	4条-別紙4-7	同上。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r. 3. 10）	4条-別紙4-13～16	新たな検討が必要な設備であるギヤ式ポンプの評価方針部分について以下の通り記載を適正化した。 ・先行審査実績である東海第二と比較する観点から横並びで追記した。 ・分かりやすさの観点から泊3号炉と女川2号炉の評価方針部分を東海第二と横並びする形で再掲した。	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 28）	4条-別紙4-10	第4.2.2-1図の抽出フローと整合を図るため、本文中でもギヤ式ポンプは電共研で検討されている旨を追記した。 （旧）～遠心式ポンプの構造概要図を示す。 （新）～遠心式ポンプ及び電共研で検討されたギヤ式ポンプの構造概要図を示す。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r. 3. 10）	4条-別紙4-10, 14	同上。	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 28）	4条-別紙4-10	耐特委では横形ポンプの代表的試供体として遠心式ポンプにて検討されている旨を追記した。 （旧）参考とする耐特委で検討された遠心式ポンプ （新）参考とする耐特委で横形ポンプの代表的試供体として検討された遠心式ポンプ	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r. 3. 10）	4条-別紙4-10, 14	同上。	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 28）	4条-別紙4-10, 17	「第4.2.1-1表 新たな検討が必要な設備において参考とする機種／形式」及び「第4.2.3-1図 遠心式ポンプの地震時異常要因分析図」で参考としている機種は横形ポンプと記載しているが、耐特委では遠心式ポンプのことを横形ポンプと表記しているため、その旨を注記にて記載した。 （旧）そのため、ギヤ式ポンプについては、遠心式ポンプを参考として～ （新）そのため、ギヤ式ポンプについては、遠心式ポンプ ^{（注）} を参考として～ （注）耐特委では遠心式ポンプのことを横形ポンプと表記している。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r. 3. 10）	4条-別紙4-10, 15, 19	同上。	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r. 3. 10）	4条-別紙4-20	誤記修正。 相違理由について、泊3号炉は比較プラントと同様に新たな検討が必要な設備において遠心式ポンプを参考とする方針であるため相違はない。そのため、相違理由を削除した。	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 28）	4条-別紙4-24	詳細検討が必要となる設備はない見込みであると追記した。なお、4条-別紙4-5にも同様の記載がある。 （旧）詳細設計段階で機能維持評価用加速度～ （新）詳細検討が必要となる設備はない見込みである。機能維持評価用加速度～ また、設置基準許可段階の方針であるため、下記の通り記載を適正化した。 （旧）～地震時異常要因分析に基づき選定する。 ～JEAG4601に基づき詳細検討を実施する。 （新）～地震時異常要因分析に基づき選定する方針とする。 ～JEAG4601に基づき詳細検討を実施する方針とする。	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r. 3. 10）	4条-別紙4-33	同上。	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 28）	4条-別紙4-28～31	誤記修正。 「別表1 検討対象設備の抽出結果」の表タイトルに誤りがあったので修正した。また、タイトルに表番号を追記した。 （旧）「別紙1 検討対象設備の抽出結果」 （新）「別表1 検討対象設備の抽出結果 (1/4)」	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r. 3. 10）	4条-別紙4-37～39	同上。	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 28）	4条-別紙4-29	誤記修正。 「別表1 検討対象設備の抽出結果 (2/4)」について、下記設備は重複して記載していたため表から削除した。 ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・タービン動補助給水ポンプ ・電動補助給水ポンプ	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 28）	4条-別紙4-28～31	「別表1 検討対象設備の抽出結果」において設置許可段階で詳細検討が必要となる設備がないことのエビデンスを示すため評価用加速度を追記した。また、別表1の注記に評価用加速度の解析条件を具体的に記載した。 （旧）（注1）機能維持評価用加速度は、暫定値であり今後設計進捗により変更する可能性がある。 （新）（注1）機能維持評価用加速度は、平成27年12月25日審査会合に示す基準地震動で評価した暫定値である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r. 3. 10）	4条-別紙4-37～39	同上。	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 28）	4条-別紙4-30, 31	「別表1 検討対象設備の抽出結果（3/4），（4/4）」に記載内容拡充の観点から、動的機能維持対象弁を追記した。それに伴い、以下の注記を追記した。 （注2）動的機能維持が要求される弁は詳細設計段階で変更する可能性がある。 （注3）評価用加速度と機能確認済加速度は詳細設計段階で示す。	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r. 3. 10）	4条-別紙4-38, 39	同上 泊3号炉とプラント構造が同様の特徴を有していることを踏まえて、PWRの最新審査実績である大飯3/4号炉と比較した。なお、大飯3/4号炉で抽出された検討対象の弁は、泊3号炉でもほぼ同様な弁が抽出されていることを確認している。	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 28）	4条-別紙4-28, 29	対象弁を別表1に追記したことに伴い、「別表1 検討対象設備の抽出結果（1/4），（2/4）」において、注記「（注2）弁の確認結果については、詳細設計段階で示す。」を削除した。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r. 3. 10）	4条-別紙4-37	同上。	